

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	産業廃棄物の収集又は運搬についても、一般廃棄物の収集又は運搬と同様の特例を設けるべきである。	<p>一般廃棄物収集運搬業の許可については、各市町村の一般廃棄物処理計画への適合性等が要件とされ、本スキームについて当該計画への的確かつ迅速な位置付けが困難な状況にある等の事情があります。</p> <p>一方、産業廃棄物収集運搬業の許可についてはこのような事情は無く、既存の産業廃棄物収集運搬業者において本スキームを実施することが十分可能であることから、特例を設ける必要はありません。</p>